

議案第12号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

佐倉ふるさと広場

2 指定管理者となる団体

佐倉ふるさと広場運営共同事業体

(代表団体)

千葉県市原市国分寺台七丁目16番地2

株式会社やます 代表取締役 諏訪 聖二

(構成団体)

千葉県千葉市若葉区西都賀三丁目3番17号

株式会社CMS 代表取締役 細矢 孝

(構成団体)

千葉県千葉市中央区本千葉町1番1号 日土地千葉中央ビル9階

株式会社プロエイム 代表取締役 松本 忍

(構成団体)

千葉県千葉市稲毛区黒砂台二丁目12番7号

千葉造園土木株式会社 代表取締役 佐藤 善一

3 指定の期間

令和11年4月1日から令和19年3月31日まで

令和8年6月8日提出

佐倉市長 西 田 三十五